

## 大阪府民の森（ほりご園地を除く 8 園地）指定管理者募集要項

### 1. 指定管理者選定の目的

大阪府（以下「府」という。）は、大阪府民の森（ほりご園地を除く 8 園地。以下「府民の森」という。）の管理をより効果的、効率的に行うため、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び大阪府民の森条例（昭和 53 年大阪府条例第 5 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、府民の森の管理に関する業務を行う指定管理者を広く募集します。

### 2. 施設の概要

府民の森は、府政 100 年記念事業として金剛生駒紀泉国定公園内の主要地点に、府民に自然の風景地と親しむ場を提供し、もって府民が健康で文化的な生活を確保することを目的として設置された自然公園施設（自然公園法第 2 条第 5 号に規定される公園計画に基づき設置された施設。）です。

北は交野市の「くろんど園地」から、南は千早赤阪村の「ちはや園地」まで、生駒山地及び金剛山地の主要拠点に位置しています。本府の自然公園の特性で、山間部の急峻な地形に立地することから、自然災害・事故等の発生時の迅速な対応、周辺森林と一体となった専門的な植生の保育管理、自然環境教育プログラムの展開や利用者サービスの平等な提供など、府民の幅広いニーズに対応し、安全・安心に立脚した多様な自然とのふれあいの場や機会を提供することが求められます。

募集は、管理運営業務をより効果的・効率的に行うため、次の 3 つの区域「北河内地区」、「中河内地区」及び「南河内地区」に分割し、指定管理者の公募を行います。

#### (1) 北河内地区（くろんど園地ほか 2 園地）

##### 【施設の所在地・面積・開設年】

施設の名称	所在地	鉄道路線アクセス	面積	開設年
くろんど園地	交野市大字私部及び大字傍示地内	京阪交野線私市駅から「月の輪の滝」を経て徒歩約 50 分	105ha	昭和 53 年
ほしだ園地	交野市大字星田地内	京阪交野線私市駅から徒歩約 40 分	105ha	昭和 55 年
緑の文化園 むろいけ園地	四條畷市大字逢阪、大字清滝及び大字南野地内	J R 学研都市線四條畷駅から「四條畷神社」を経て徒歩約 60 分	49ha	平成 3 年
計 3 園地			259ha	

##### 【施設内容】

施設の名称	主な施設内容
くろんど園地	休憩所、トイレ、芝生広場、管理道、遊歩道、キャンプ場、キャンプ場管理棟、炊事棟、木製アスレチック、遊具、バーベキューサイト、防火施設、給水施設、駐車場等
ほしだ園地	ピトンの小屋（案内休憩所）、トイレ、遊歩道、管理道、防火施設、芝生広場、クライミングウォール、吊り橋、森林鉄道風歩道橋等

緑の文化園 むろいけ園地	管理棟、森の工作館、芝生広場、トイレ、駐車場、湿生花園、展望休憩所、木道、遊歩道、いきもの観察園、森の宝島案内所、木製アスレチック、遊具、吊り橋、草花園等
-----------------	---

(2) 中河内地区（くさか園地ほか3園地）

【施設の所在地・面積・開設年】

施設の名称	所在地	鉄道路線アクセス	面積	開設年
くさか園地	東大阪市善根寺町、日下町及び上石切町地内	近鉄奈良線石切駅から徒歩約 50 分	58ha	昭和 53 年
ぬかた園地	東大阪市山手町及び額田町地内	近鉄奈良線枚岡駅又は額田駅から徒歩約 80 分	62ha	昭和 53 年
なるかわ園地	東大阪市東豊浦町、上四条町、上六万寺町及び六万寺町地内	近鉄奈良線枚岡駅から徒歩約 80 分	204ha	昭和 53 年
みずのみ園地	八尾市大字楽音寺及び大字神立地内	近鉄信貴線服部川駅から徒歩約 70 分	17ha	昭和 59 年
計 4 園地			341ha	

【施設内容】

施設の名称	主な施設内容
くさか園地	芝生広場、管理道、遊歩道、休憩所、防火施設（貯水池）、トイレ等
ぬかた園地	案内所、トイレ、あじさい園、野草園、芝生広場、管理道、遊歩道、野草観察デッキ、防火施設（貯水池）等
なるかわ園地	らくらく登山道、らくらくセンターハウス、駐車場、案内所、森のレストハウス、万葉植物展示園、ふるさと植物展示園、芝生広場、管理道、遊歩道、休憩所、トイレ、給排水施設、防火施設等
みずのみ園地	みずのみ道（自動車道）、芝生広場、遊歩道、防火施設（貯水槽）、トイレ、駐車場等

(3) 南河内地区（ちはや園地）

【施設の所在地・面積・開設年】

施設の名称	所在地	鉄道路線アクセス	面積	開設年
ちはや園地	南河内郡千早赤阪村大字千早地内	近鉄長野線富田林駅又は南海高野線河内長野駅からバス「ロープウェイ前」下車徒歩約 60 分又は、金剛山ロープウェイ下車徒歩約 10 分	13ha	昭和 59 年

【施設内容】

主な施設内容
ちはや星と自然のミュージアム、便所、キャンプ場、キャンプ場管理棟、炊事棟、展望台、芝生広場、遊歩道、高山植物園、管理道、休憩所、防火施設、給水施設等

施設の詳細については、別添の「資料集」を参照して下さい。

### 3. 業務の範囲及び内容

#### (1) 管理運営方針

府民の森は、自然公園法による公園計画にもとづき設置された施設であることから、管理運営にあたっては、自然環境の保全と適正利用に十分な配慮がなされる必要があり、以下の基本方針にもとづき実施されなければなりません。

管理運営における基本方針

- ア 自然公園法、大阪府民の森条例に基づき管理運営すること。
- イ 自然に親しむ自然公園として、野外レクリエーションの基地として、また自然観察の場として利用者の快適な利用に資するため、適切な管理運営を行うこと。
- ウ 自然に親しむ行事並びに啓発活動を通じて、利用者に対する自然教育の実践を行うこと。
- エ 良好な森林景観の形成、生物多様性の確保に向けた植生の保育管理を行い、優れた自然環境の場の提供に努めること。
- オ 管理運営に当たっては、ボランティアと連携するなど府民との協働を積極的に推進すること。

府民の森各施設の開所時間の条件

府民の森は、国定公園内に位置し、オープンな利用を目的とする森林公園であることから、全体として開園時間等は設けず、常に利用が可能な状態が必要とされますが、案内所や駐車場、吊橋等の利用施設では、管理上、開業時間や休業日を設けています。

各施設における開業時間等は、別添の「管理運営業務の内容及び基準」中「府民の森管理運営実施要領」を参照してください。

#### (2) 管理運営業務の内容

府民の森の管理運営業務の内容は以下のとおりです。

- 施設の維持等に関する業務
- 植生の保育管理に関する業務
- 巡視、利用者指導及び案内・啓発活動に関する業務
- 自然ふれあい活動に関する業務
- 防犯、消防、救急及び災害に関する業務
- 前各号に附帯する業務並びに府が指示する業務

各業務内容の詳細については、「12. 管理運営業務の特記事項」、「管理運営業務の内容及び基準」、「資料集」を参照して下さい。

なお、業務内容の全部または主要な部分を、第三者に対して、委託し、または請け負わせることはできません。

#### (3) 指定管理者に係る権限

自主事業の実施

施設の設置目的等を損なわない範囲で、指定管理者自らが自主的にサービスを提供していただくことは可能です。ただしその場合は、府の承認が必要です。

#### 利用の禁止又は制限

自然災害その他の理由により、府民の森の利用が危険であると認める場合は、区域を定めて利用を禁止し、又は制限することができます。ただし、その場合は、府と協議してください。

#### 施設・設備への改修・整備

施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状回復することを条件に指定管理者自らが自主的に施設・設備の一部を変更、改修、整備することは可能です。ただし、その場合は府と協議してください。

#### (4) 管理運営にあたって遵守すべき法令一覧

府民の森の管理運営を行うにあたり、以下の法令等の規定を遵守してください。

自然公園法、自然公園法施行令、自然公園法施行規則

地方自治法

労働基準法

大阪府民の森条例、大阪府民の森条例施行規則

行政手続法、大阪府行政手続条例、大阪府個人情報保護条例、大阪府財務規則

施設維持、設備保守点検に関する法規等

水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、

電気事業法、浄化槽法、エネルギーの使用の合理化に関する法律

その他関連法規・通知・要領等

#### (5) 事業計画書等の提出

指定管理者は、平成23年度以降、毎会計年度末までに、次年度に予定する事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書を作成し、府に提出してください。

#### (6) 事業報告書等の提出

##### 月間の事業実績報告書の提出

毎月1回、定期的に業務の実施状況等を府民の森事業実施状況報告書(月報)及び府民の森利用状況報告書(月報)で報告していただきます。

##### 事業実績報告書の提出

指定管理者は、毎会計年度終了後30日以内に、府民の森の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業実績報告書を提出してください。

また、当該事業年度の翌年度の6月末までに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに相当する書類を提出してください。

ア 業務の実施状況

イ 府民の森の利用状況

ウ 業務に係る経理の状況

エ その他、府が必要と認める事項

・利用者ニーズ(傾向・分析)への対応状況

・人権研修の実施状況

・障がい者雇用状況報告書又は障がい者雇入れ計画実施状況 など

##### 帳簿等の備え付け及び文書管理

管理運営業務を行うにあたって必要な帳簿等を個々の項目別に作成のうえ備え置くとともに、府から要求があったときは実地調査及び閲覧等に応じていただきます。

管理運営業務を行うにあたり作成し又は取得した文書は、個人情報等に十分留意の上、

適正に管理し、最低5年間保存してください。

(7) その他

- ・指定管理者は、府が、管理運営について実地調査及び協議を求めた場合は、応じてください。

#### 4. 募集に際しての基本条件

(1) 申請者資格

次の要件を満たす商法上の会社、民法上の公益法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）その他法人格を有する団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること。個人の応募は受け付けません。

なお、グループについては、その個々の構成員を対象として要件を満たすか否か判断します。

府内に営業所又は事務所を有していること。

府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により本府又は他の地方公共法人から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をした者又は更生手続開始の申立てをされた者

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

エ 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた者

オ 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

カ 募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けているもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 管理者として果たしていただくべき責務

府の公の施設として、府民の森の管理運営を行うにあたり、下記のア～シについて、遵守していただくこととなります。

ア 平等かつ公平な利用

府民の森は、住民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供するための「公の施設」であり、その利用に際しては、平等かつ公平な取り扱いをしてください。また、「正当な理由」がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

イ 個人情報の取扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、大阪府個人情報保護条例（平成 8 年大阪府条例第 2 号）第 5 3 条の 2 の規定により、条例第 2 章（府が取り扱う個人情報の保護）の規定が適用されます。

《指定管理者に適用される主な規定の内容》

- 収集の制限（第 7 条）
  - a 収集目的の明確化、必要な範囲内の収集（第 1 項）
  - b 適性かつ公正な手段による収集（第 2 項）
  - c 本人収集の原則（第 3 項）
  - d 本人に対する利用目的の明示の努力義務（第 4 項）
  - e センシティブ情報収集の原則禁止（第 5 項）
    - センシティブ情報とは
      - ・ 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
      - ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
- 利用及び提供の制限（第 8 条）
  - a 収集目的以外の利用・提供の原則禁止（第 1 項）
  - b 提供先に対し、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じることを求める等の義務（第 2 項）
  - c オンライン提供の原則禁止（第 3 項）
- 適正な管理（第 9 条）
  - a 正確かつ最新の状態に保持する努力義務（第 1 項）
  - b 漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務（第 2 項）
- 委託に伴う措置（第 10 条）
  - a 指定管理者が個人情報を取り扱う事務を委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じる義務（第 1 項）
  - b 指定管理者から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものが、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務（第 2 項）

ウ 情報公開への対応

指定管理者は、府民の森の管理運營業務に関し、府があらかじめ指定する書類を施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。

《情報公開について》

府に提出していただく申請書類等は、情報公開請求の対象となります。

また、提出書類中、府があらかじめ指定する書類については、府情報公開条例に定める適用除外事項に該当する情報を除いて、当該施設で閲覧できるようにしていただきます。（府では、担当課・府政情報センターで閲覧できるようにし、及びは府のホームページに掲載します。）

府が定める資料

指定管理者指定申請書、事業計画書、支出計画書、管理体制計画書、  
基本協定、契約書、事業報告書、事業計画書

エ 労働関係法令の遵守

指定管理者は、府民の森の管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律ほか労働関係法令を遵守してください。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、  
労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法

オ 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を設置していない場合は、対応をしていただきます。

《一定規模の事業とは》

常時使用する従業員数が25人以上の事業所  
その他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

カ 人権研修の実施

指定管理者は、府民の森の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

キ 障がい者法定雇用率の達成への取り組み

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。応募段階で障がい者法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、当該管理施設における雇用を中心に誠実に履行してください。

ク 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。

また、自然災害や事故等が発生した時の利用者の安全確保など、府や警察・消防等と連携をとりながら危機事象に適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立してください。

ケ 府が実施する事業への協力

府の事業を府民の森において実施する場合は、府への協力・支援を積極的に行ってください。

コ 調査・報告への協力

府民の森に係る府及び国等が実施する各種調査・報告に速やかに対応していただきます。

サ 府民の森以外の自然公園施設との連携・協力

指定管理者は、管理対象外の自然公園施設等の管理者と連携し、相互に協力して府民の森の利用者ニーズに応じたサービスの提供を行ってください。

シ 再委託について

大阪府では、業務の委託を行う際、大阪府の基準において入札参加停止中又は入札参加除外中の者を契約の相手方としてはならないとしています。再委託を実施される場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことをご確認ください。

(3) 指定予定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日（5年間）

なお、府議会の議決後、府が指定した日に確定するものとします。

ただし、管理を継続することが適当でない認めるときは、条例第11条に基づき指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 管理運営経費

管理運営に必要な経費（委託料）の支払いは、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議のうえ、原則として実績に応じ支払います。

委託料は、府議会の議決後に府と指定管理者との間で基本協定を締結し、これに基づいて締結する年度契約に明記します。（別添「資料集」中「参考価格」参照）

(5) 指定管理者と府の業務分担

指定管理者と府の主な業務分担は、次の「業務分担表」によるものとします。

【業務分担表】

項 目	大阪府	指定管理者
府民の森の運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、府民協働、自然環境保全、自然ふれあい活動等）		
府民の森の維持管理（植生保育管理、清掃、施設保守点検、設備等法定点検、補修修繕、安全衛生管理、光熱水費支出等）		
園地案内所、倉庫内等の物品管理		
非常時における初動対応 （待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	（指示等）	



災害復旧工事（本格復旧）		（応急復旧）
府民の森施設の整備及び再整備		

「 」 -- 担任業務 「 」 -- 補完的担任業務

#### (6) リスク管理

指定管理者は、府民の森の管理運営にあたり、施設並びに附帯設備及び備品等貸付物品を損壊又は破損したときは、府が指定する日までに原状回復するか損害の相当額を賠償することとします。

ただし、施設等の価値を高めたり、やむを得ないときは府の承認により原状回復や撤去等を不要とします。

なお、指定期間中の指定管理者と大阪府のリスク管理については、次の「リスク分担表」によるものとし、府議会での議決を経た後に締結する基本協定に明記します。

#### 【リスク分担表】 印がリスク負担者

段 階	種 類	内 容	負 担 者	
			大阪府	指定 管理者
応募段階	応募コスト	応募コストの負担		
	資金調達	必要な資金確保		
準備段階	引継コスト	管理運営業務の引継コストの負担		
共 通	法令の変更	管理運営に影響のある法令の変更 （他の項目に記載されているものを除く）		
	金 利	金利の変動		
	資金調達	必要な資金確保		
	周辺地域・ 住民・利用 者への対応	施設利用者及び地域住民等からの苦情等対応、 地域との協調		
	安全性の確 保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺 環境の保全（応急措置を含む）		
	第三者賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた 場合 1		
	事 業 の 中 止・延期	施設設置者の責任による遅延・中止 法令その他制度の変更等のために府の施設所有 が困難になったことによる中止 指定管理者の責任による遅延・中止 指定管理者の事業放棄・破綻		

維持管理・運営段階	物 価	物価の変動		
	維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		
		府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常の維持補修含む）		
		施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（建物所有者の発意によるも維持補修を含む）		
		施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（管理上緊急を要するもの）		
		事故・火災による施設の維持補修		
		天災その他不可抗力による施設、設備の損壊復旧		協議事項
	物品管理	指定管理者の故意又は過失により破損した貸与物品等の修繕等費用		
天災他不可抗力による事業の中止等	大規模な災害等による事業中止等		協議事項	

管理上の瑕疵による事故等に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険への加入を義務付けします。加入実績については、別添「資料集」を参照して下さい。

#### (6) 提案内容等の遵守

提案内容及び指定管理者として遵守すべき事項について、誠実に履行しない場合は、府がその履行を請求することとし、府の請求に従わないときは、その事実を次回の指定管理者選定の評価に反映する場合があります。

## 5 . 応募の手続

応募にかかる経費は応募者の負担となります。

### (1) 募集要項の配布

#### ア 配布期間

平成22年7月1日(木曜日)～7月16日(金曜日)  
午前9時～正午及び午後1時～午後5時45分  
(ただし、土曜日及び日曜日は取り扱いません。)

#### イ 配布場所

大阪府 環境農林水産部 みどり・都市環境室  
みどり推進課 自然公園グループ  
大阪市中央区大手前2丁目 大阪赤十字会館8階  
電話 06-6944-6746 FAX 06-6944-6749

大阪府 中部農と緑の総合事務所 緑地整備課  
八尾市荘内町2丁目1-36 中河内府民センタービル3階  
電話 072-994-1515 内線 352 FAX 072-991-9223  
大阪府 南河内農と緑の総合事務所 緑地整備課  
富田林市寿町2-6-1 南河内府民センタービル4階  
電話 0721-25-1131 内線 273 FAX 0721-25-0425

なお、募集要項等申請書類については、次のホームページからダウンロードできます。

「ひろがれ！みどり」

(アドレス：<http://www.pref.osaka.jp/midori/midori/g-07-huminkoubo.html>)

## (2) 現地施設案内・説明会

北河内地区（くろんど園地ほか2園地）

### ア 開催日時等

平成22年7月26日（月曜日） 午後1時00分から午後4時30分

- 1 上記開始日時の開始及び終了時刻については、進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。
- 2 各園地をご案内するにあたって、移動は各自の自動車で移動していただきますので、お越しの際は自動車（中、小型車に限る）でお越しくください。

### イ 集合場所・時間

・府民の森むろいけ園地 森の工作館

住所：四條畷市大字逢阪458-2

（国道163号線を奈良方面へ。清滝トンネルには進入せずに清滝峠から市道逢阪生駒口線を南へ500m）

集合時間：午後1時00分（午後12時30分より受付）

中河内地区（くさか園地ほか3園地）

### ア 開催日時等

平成22年7月29日（木曜日） 午後1時00分から午後4時30分

- 1 上記開始日時の開始及び終了時刻については、進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。
- 2 各園地をご案内するにあたって、移動は各自の自動車で移動していただきますので、お越しの際は自動車（中、小型車に限る）でお越しくください。

### イ 集合場所・時間

・府民の森なるかわ園地らくらく登山道 らくらくセンターハウス

住所：東大阪市上六万寺町1748-2

（R170号外環状線 下六万寺交差点東に入る）

集合時間：午後1時00分（午後12時30分より受付）

南河内地区（ちはや園地）

### ア 開催日時等

平成22年7月30日（金曜日） 午後2時から午後4時

- 1 上記開始日時の開始及び終了時刻については、進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。

2 園地へは金剛山ロープウェイを利用し(又は徒歩で)上がっていただきます。車でお越しの際は、ロープウェイ上り口手前の府立金剛登山道駐車場をご利用ください。(ロープウェイ等の費用は各参加者でご負担をお願いします。)

イ 集合場所・時間

・府民の森ちはや園地 「ちはや星と自然のミュージアム」  
住所：千早赤阪村大字千早1313-2  
集合時間：午後2時(午後1時30分より受付)

申込方法

3地区とも、別紙「現地施設案内・説明会参加申込書」(様式第8号)を持参又はファクシミリ若しくは電子メールにより送信してお申し込みください。

口頭、電話及び郵送による申し込みは取り扱いいたしません。

申込期限 平成22年7月22日(木曜日)午後5時まで

申込先 募集要項の配布場所の府みどり推進課自然公園グループのみです。

(府農と緑の総合事務所では取扱いしません。)

(FAX06-6944 6749 電子メールアドレス：[midorikankyo@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:midorikankyo@sbox.pref.osaka.lg.jp))

(3) 質疑

質問がある場合は、平成22年8月2日(月曜日)午後5時(厳守)までに、必ず別紙質問票(様式第9号)を持参又はファクシミリ若しくは電子メールで行ってください。

なお、質問はこれ以降、応募の手続きを除き、受け付けしません。

提出先 府みどり推進課自然公園グループ

(FAX06-6944 6749 電子メールアドレス：[midorikankyo@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:midorikankyo@sbox.pref.osaka.lg.jp))

質疑の概要は、平成22年8月12日(木曜日)頃に下記ホームページに掲載予定です。

「ひろがれ!みどり」

(アドレス：<http://www.pref.osaka.jp/midori/midori/g-07-huminkoubo.html>)

(4) 応募書類の受付

提出期間 平成22年8月25日(水曜日)～8月31日(火曜日)

午前10時～正午及び午後1時～午後5時

(ただし、土曜日及び日曜日は取り扱いしません。)

なお、提出期限を経過した後は、受け付けません。また、提出期限後に応募書類の変更及び追加は認めません。

提出先 募集要項の配付場所の府みどり推進課自然公園グループです。

(なお、府農と緑の総合事務所では取扱いしません。)

1 提出書類は必ず持参してください。郵送された提出書類は、受け付けをいたしません。

2 提出書類に不足があった場合は受け付けを行わず、全資料をお返します。

3 提出書類に不足があり、再度ご持参いただく場合でも、提出期限を経過していれば受け付けをいたしませんのでご注意ください。

(5) その他

応募資格を有しないと認められる方からの質疑、現地施設案内・説明会への出席は、お断りすることがあります。

## 6. 応募にあたっての提出書類

### (1) 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、提出書類中、事業計画書、支出計画書並びに管理体制計画書には、選定方針等を踏まえたうえで、府民の森の設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。

特に、事業計画書には、自然災害や事故発生時の安全対策、景観・自然環境保全、適切な植生の保育管理、効果的な自然環境プログラムの提供と利用者サービス等、自然公園としての機能が果たせるよう適切な管理を行うための具体的な方策を示してください。

指定管理者指定申請書(様式第1号)

事業計画書(様式第2号)

府民の森の管理運営に関する業務を最も適正かつ確実に行うことができるよう、下記の点に留意して記入してください。

ア 平等利用が確保されるような適切な管理を行うための方策

イ 施設の効用を最大限発揮するための方策

ウ 管理に係る経費の縮減に関する方策

エ 適正な管理の業務遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項

オ その他管理に際して必要な事項

支出計画書(様式第3号)

平成23年度～27年度間で年度ごとに、作成のこと。

管理体制計画書(様式第4号)

人員配置について示すこと。

法人等の概要を示す書類

ア 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

イ 法人にあつては、登記事項証明書(提出日において発行から3ヶ月以内のもの)

ウ 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずるものの名簿及び履歴書

エ 法人等の事業の概要を記載した書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(本社及び事業所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売上高等を記載した書類)

カ 一般事業法人等にあつては、直近3期分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、勘定明細書、及びキャッシュフロー計算書又は資金繰り表(実績・予定)に類するもの(グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。)

公益法人等にあつては、直近3期分の事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書(一般正味財産増減の部、及び特定正味財産増減の部)、財産目録、収支計算書、及びキャッシュフロー計算書又は資金繰り表(実績・予定)に類するもの(公益法人で新会計基準の財務諸表を作成していない場合は、旧会計基準の書類(収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録)でも可能です。)

キ 平成23年度の事業計画書及び収支予算書

納税証明書(提出日において発行から3ヵ月以内のもの)

ア 府税(全税目)に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書

イ 最近3事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書  
外注計画書(業務の一部を外注する予定がある場合)(様式第4号)

障がい者雇用状況報告書、障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書(公共職

業安定所に提出義務のある者のみ)(様式第5号)  
指定の申請に関する意思決定を証する書類(理事会の議決書等、申請する法人等の内部の意思決定を証する書類)  
印鑑証明書(提出日において発行から3ヶ月以内のもの)  
グループ構成員届(グループで応募する場合のみ)(様式第6号)  
委任状(グループで応募する場合のみ)(様式第7号)  
グループ協定書(グループで応募する場合のみ)

(2) 複数の法人等が共同して応募する場合

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め、「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合、(1)「法人等の概要を示す書類」から「印鑑証明書」までの書類は、すべての事業者について提出するとともに、(1)「グループ構成員届」から「グループ協定書」を提出してください。

なお、単独に応募した法人等は、グループでの応募の構成員になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

応募書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

(3) 提出部数

書類は、A4版で、正本1部と写し6部を同時に提出してください。ただし、縮小することにより文字のポイントが小さくなる場合(財務諸表等)は、A3での提出は可能とします。

(4) 提出書類の返却・不備

提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。また、不備があった場合は審査の対象とならないことがあります。

(5) 提案内容の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表することがあります。

(6) 著作権及び提出書類の取扱い

府が提示する書類等や応募法人等が提出する書類等の著作権は、それぞれの者に帰属します。ただし、府がこの募集において公表する場合その他府が必要と認めるときは、府は提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(7) 特許権

提出書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募法人等が負うものとします。

## 7. 指定管理者の選定

(1) 選定方針

府民の森の指定管理者には、大阪府民の森条例第9条に基づき、府の管理運営方針【3. 業務の範囲及び内容(1)管理運営方針参照】を最も適正かつ確実に行うことができると認められる者を選定します。

(2) 審査方法

「みどり・都市環境室指定管理候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が、下記の選定基準および審査基準に基づいて、提出された書類等を審査し、指定管理候補者(最優先交渉権者と次点者)を選びます。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- 提出書類に著しい不備があった場合
- 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
- 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合
- その他不正行為があった場合

《選定基準》

- ア 府民の森の平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができるか
- イ 府民の森の効用を最大限に発揮させることができるか
- ウ 府民の森の管理に係る経費の縮減を図ることができるか
- エ 府民の森の管理運営業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有しているか
- オ 大阪府民の森条例施行規則第5条に規定する基準(天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備等)に適合するものであるか
- カ その他、府施策との整合など府民の森の管理に際して必要とする取組みを行っているか

《審査基準》

平等利用の確保等をもとに、効果的・効率的な管理運営の具体策を審査します。

評価方針	評価項目	点数		
		北河内	中河内	南河内
平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【5点】	施設の設置目的及び管理運営方針	3	3	3
	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	2	2	2
施設の効用を最大限発揮するための方策 【27点】	安全・安心に利用できる府民の森とするための管理の具体的方策	8	8	8
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	5	7	5
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	5	5	5
	自然とのふれあい、自然体験活動の推進についての具体的方策	9	7	9

管理に係る経費の縮減に関する方策  【50点】	施設の管理運営に係る経費の内容  参考価格 - 提案価格 50点 × $\frac{\quad}{\text{参考価格} \times 0.3}$ = 得点  (提案価格は、資料編の実績価格以下としてください。実績価格を超える提案は受付できません)	50	50	50
適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項  【10点】	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	4	4	4
	安定的な運営が可能となる人的能力	3	3	3
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	3	3	3
その他管理に際して必要な事項  【8点】	府施策との整合 ・府、公益事業協力等 (1点) ・行政の福祉化 (3点) 就職困難層への雇用・就労支援 ・府民、NPO協働 (2点) ・環境問題への取組み (2点)	8	8	8

就職困難者の雇用については、原則として既存雇用としますが、雇用予定の場合も可能とします。雇用予定の場合、速やかに雇用を行ってください。(指定期間開始6ヵ月後に履行状況の確認を行います。なお、実際の雇用にあたり、活用予定のセンターの変更は可とします。)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域就労支援センター</li> <li>・障害者就業・生活支援センター</li> <li>・母子家庭等就業・自立支援センター</li> <li>・ホームレス自立支援センター</li> </ul> のいずれかの活用による就職困難者の雇用を評価する。	C-Step 加入 1点 雇用者1名 2点 雇用者1名以上+C-Step 加入 3点 雇用者2名以上 3点 (以上、3点を上限)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおさか人材雇用開発人権センター(C-Step)への加入の有無</li> </ul>	

#### 《最優秀交渉権者の選定》

選定委員会における審査において、最も評価の点数が高い法人等を最優秀交渉権者とします。

ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、上記「評価方針」について、いずれかが無得点(0点)の場合は、総合力に劣るものとして、選定されないことがあります。

複数の法人等の点数が同点の場合は、評価項目のうち「府施策との整合」の点数が高い法人等を選定します。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。



#### 《欠格事項》

申請後次の事項が判明した場合は欠格者となります。書類提出時には十分確認のうえ申請を行ってください。

事業計画書等に記載されている内容が、府の求める管理レベル(募集要項及び府民の森管理運営要領に記載している管理内容)に達していない場合及び必須事項を満たしていない場合

補修・修繕費については、「12.管理運營業務の特記事項」及び「資料集(参考価格)下段」において提示する金額と同額以上を計上すること」を必須事項として記載しており、支出計画書において、当該費用が参考価格を下回る場合は、失格となります。

支出計画書及び管理体制計画書の整合性がとれておらず、提案価格で提案内容の管理を行うことが困難であると判断される場合

その他、事業計画書等に記載されている内容が、府の指定管理者として適切でないと判断される場合

#### (3) 申請があった事業計画等の説明(プレゼンテーション)

選定委員会は、審査の必要に応じて、応募法人等から直接、提案があった事業計画についての説明を求めることがあります。この場合、事前に選定委員会に出席を求める旨通知します。

なお、事業提案の説明は、法人等を代表して説明や意見を述べられる方に行っていただきます。

#### (4) 審査結果

選定委員会の審査結果については、平成22年10月下旬頃に、応募法人等に書面で通知するとともに、審査結果の概要、申請者の名称及び得点をホームページなどで公表します。

#### (5) 指定管理候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき、最優先交渉権者と細部について協議し、指定管理候補者を選定します。なお、最優先交渉権者に事故等があるときは、次点者を指定管理候補者として選定する場合があります。

## 8. 指定管理者の指定

指定管理予定者は、府議会での議決を経た後に府が指定管理者として指定し、その旨を府が公告します。

## 9. 協定の締結

協定については、府と指定管理予定者が協議を行った上で、基本協定を締結します。基本協定の発効により、平成23年度から27年度まで、単年度毎に契約を締結します。

#### (1) 基本協定の内容(抜粋)

指定期間

基本的な業務の範囲

リスク負担  
個人情報の保護  
秘密の保持  
個人情報  
データの管理  
情報公開  
人権研修の実施  
障がい者法定雇用率等の達成への取組み  
原状回復、指定取消し  
損害の賠償  
再委託の禁止  
協定の解除権  
その他

(2) 年度契約の内容(抜粋)

事業計画の内容  
契約期間  
契約金額  
事業報告書等の提出  
契約の解除及び変更  
その他

## 10. 引継ぎ事項

平成23年度からの管理運営が円滑に開始できるよう、新たな指定管理候補者が選定された段階で、必要な引継ぎを行うことを求めるものとします。

引継ぎに要する費用は、すべて、指定管理候補者の負担とします。また、現指定管理者と同様の守秘義務が課せられます。

## 11. モニタリング(点検)の実施

府は、管理の適正を期すため、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

また、指定管理者制度導入に対する利用者からの評価等を適切に把握するため、府からの指示に基づき、アンケート調査を実施し、その結果を府へ提出していただきます。

## 12. 管理運営業務の特記事項

管理運営業務については、別添の各管理運営要領のほか、本特記事項に従って下さい。

(1) 業務全般

除草など草地・樹木管理業務や修繕工事については、原則として平日に実施し、休日に行わないこと。

(1)-2 府民の森の管理用道路の通行

園内の車両通行については、台数を必要最小限とし、通行に際してはハイカー等歩行者の安全確保を図るとともに、速度は時速20km以下とすること。

指定管理者は、園地内の工事・管理業務その他業務のための車両の通行について、通行申請を受付け、通行時間・台数など条件を定めて承認することができます。

通行車両には、指定管理者あるいは通行承認済である旨を記した通行承認証を付けること。

### (1)-3 防火管理者の設置

消防法に基づく防火管理者を次の施設に設置して下さい。

地区名	施設名	備考
北河内地区	森の工作館	乙種
中河内地区	森のレストラン	乙種
南河内地区	ちはや星と自然のミュージアム	乙種

### (2) 自然ふれあい活動

管理運営実施要領第8条に基づく本事業については、多様な行事を年間通して、次のとおりのとおり実施してください。

地区名	自然解説活動又はネイチャーイベントの実施回数	備考
北河内地区	年間25回以上	
中河内地区	年間15回以上	
南河内地区	年間10回以上	

21年度実績については、別添の「資料集」を参照して下さい。

### (3) 自主事業の実施

#### キャンプ場

北河内地区くろんど園地及び南河内地区ちはや園地のキャンプ場は営業をしなければなりません。

テント、炊事用具等は全て指定管理者において調達するものとします。

利用者に貸出す物品については、府の承認を経て実費程度の料金を徴収することができます。

#### 駐車場

##### ア ほしだ園地の有料駐車場

現在、現指定管理者が、自然公園法による認可および行政財産使用許可を受けて、管理運営しています。

料金徴収機ほか駐車場施設については、平成23年度以降も引き続き指定管理者において現在と同様の運営管理を行うものとします。その際は自然公園法の認可の手続きを行ってください。

本駐車場の収益については、当該駐車場の維持管理費用のほか、当該指定管理に係る直接費、現場管理費（一般管理費を除く）に充てなければなりません。

イ くろんど、むろいけ駐車場  
無料駐車場として、管理してください。

自動販売機の設置  
自動販売機については、現在、指定管理者が府の使用許可・使用料納付のうえ、設置しています。  
23年度以降も同様に指定管理者が設置することは可能です。ただし、府に使用料を納付していただきます。

その他  
府民の森の設置目的等を損なわない範囲内で自主事業を行うことができます。  
事業計画書に具体的な内容を記載のうえ実施してください。  
事業計画書に記載した自主事業（上記、を除外）を実施する場合は、府への使用許可・使用料が不要な場合があります。

キャンプ場及び駐車場等については、指定管理期間内に条例改正により利用料金制が導入される場合があります。

(4) 賠償保険  
管理瑕疵による事故等に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険への加入してください。  
現指定管理者の実績については、資料集に記載しています。

(5) 修繕費の取り扱い  
維持修繕にかかる実績は、資料集のとおりです。  
リスク分担に基づく修繕等については、次の計画額（H18～H21実績平均）以上を支出計画に盛り込むとともに、実施してください。  
なお、各年度の実績が次の計画額に達しない場合は、精算する場合があります。

地区名	計画額（年間）
北河内地区	4,500千円
中河内地区	6,000千円
南河内地区	1,000千円

(6) 花屏風構想  
府では北河内地区及び中河内地区の園地において、花屏風構想を推進しています。  
指定管理者は、府民の森内の既存花木の適正な育成管理のほか、森林の魅力アップに努めてください。なお、本構想に基づくサクラ等の植樹地は別図のとおりであり、この地区の下草の刈払いは別発注の業者が行います。  
生駒山系花屏風構想：大阪の市街地から見渡せる生駒山系を屏風に見立て、府民の皆さんと協働で、ヤマザクラなどの花木や、イロハモミジなど紅葉の美しい樹木を植樹し、生駒山系に四季折々の彩りをもたせ、魅力ある山系にしようとする構想

(7) 協議会等への参加

各地域に、関係山系の保護保全・利用促進を総合的に行うため、関係機関及び団体により協議会が組織されています。

指定管理者は、府民の森の管理者として協議会に参画してください。なお、交野市星のまち観光協会及び千早赤阪村観光協会は負担金（ ）が必要です。

北河内地区 四條畷市山地対策協議会、交野市星のまち観光協会（30,000円）

中河内地区 東大阪市山地保全協議会

南河内地区 千早赤阪村金剛山系対策協議会、金剛山頂施設連絡協議会、  
千早赤阪村観光協会（30,000円）

(8) ちはや園地の業務について

指定管理者は、利用者の利便性の向上を図るため、近接する「村営宿泊施設『香楠荘』」「村営ロープウェイ」及び「大阪府立金剛登山道駐車場」の案内業務とともに、それら施設と連携した適切なサービスの提供を行ってください。

本園地への車両の進入は、府道富田林五条線の金剛山ロープウェイバス停の地点から、林道等を利用して入ることが可能ですが、この区間は登山者の往来が多いので、通行は物品搬入時等必要最小限としてください。

また、当該区間の一部は私道であり、通行料の支払いが必要です（現在168,000円/年）

(8)-2 天体観望会の実施

ちはや園地ちはや星と自然のミュージアム管理運営要領第4条に基づく天体観望会は、年間20回程度（H21実績：昼1回、夜19回）実施して下さい。

(9) 低公害車導入事業

大阪府では「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画（H5.11策定）」の達成に向けて諸施策を総合的に展開しています。

このため、低公害車の普及の一環として、府民の森の管理用車両の一部に、次のとおり低公害車（軽四バン等）の導入を義務付けています。その費用（リース代金）は「2.府民の森管理運営業務参考価格」中「園地管理費」に含まれます。

21年度の費用等

〔北河内地区： 3台 691,740円/年〕

〔中河内地区： 4台 1,050,420円/年（うち1台は福祉車両）〕

〔南河内地区： 1台 223,020円/年〕

(10) 受動喫煙防止対策

大阪府では、受動喫煙防止対策に関して、府の所管施設について平成23年4月1日までに全面禁煙化とすることとなりました。

府民の森においても、次の方針により対応します。

敷地内全面禁煙が基本

敷地内全面禁煙が困難な場合、室内又はこれに準ずる空間については全面禁煙

### 13. その他

指定管理候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

指定管理予定者が、協定の締結までに、事業の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 上記 により指定管理者の指定を取り消された場合は、次点者を府議会での議決を経た後、指定管理者に指定します。

イ 応募受付後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。

## 14 . 問い合わせ先

〒540 - 8570

大阪府中央区大手前2丁目1番7号 大阪赤十字会館8階

大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 自然公園グループ

TEL 06 - 6944 - 6746

FAX 06 - 6944 - 6749

電子メールアドレス：[midorikankyo@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:midorikankyo@sbox.pref.osaka.lg.jp)

URL：<http://www.pref.osaka.jp/midori/midori/g-07-huminkoubo.html>

### (参考) 手続きの流れと全体のスケジュール

#### (1) 手続きの流れ

指定管理者の公募

指定管理候補者の選定

業務の引継ぎ

基本協定の締結

年度契約の締結

業務の実施

#### (2) 全体スケジュール

募集要項等の配付

平成22年7月1日(木)～16日(金)

現地施設案内・説明会

・北河内地区

7月26日(月)

・中河内地区

7月29日(木)

・南河内地区	7月30日(金)
質問票の受付締め切り	8月2日(月)
質問票に対する回答(ホームページで公	8月12日(木)
申請書受付期間	8月25日(水)~31日(火)
指定管理候補者の選定	10月 中旬
(選定委員会がプレゼンテーションを求める場合があります)	
選定委員会の審査結果の公表	10月 下旬
指定管理者の議会議決	12月 下旬
基本協定の締結	平成23年1月 中旬
年度契約の締結	4月 1日
指定管理者業務開始	4月 1日

スケジュール等は応募状況等により一部変更することがあります。

(様式)

- 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第2号)
- 支出計画書(様式第3号)
- 管理体制計画書(様式第4号)
- 障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書(様式第5号)
- グループ構成員届(様式第6号)
- 委任状(様式第7号)
- グループ協定書《例》(参考様式)
- 現地説明会・案内参加申込書(様式第8号)
- 質問票(様式第9号)